

## 第12回教育研究評議会議事要録

- 1 日 時 令和7年3月13日(木) 13時20分～ 14時10分
- 2 場 所 A3会議室(共通研究A棟6階)
- 3 出席者 佐古議長, 梅津評議員, 美馬評議員, 菊池評議員, 速水評議員,  
原評議員, 秋田評議員, 小澤評議員, 吉井評議員, 福井評議員,  
久我評議員, 田中(大)評議員, 原田評議員, 栗原評議員,  
塩路評議員
- 欠席者 田中(弘)評議員
- 陪席者 藤本監事, 真鍋監事

### 4 審議事項

#### (1) 国立大学法人鳴門教育大学学則の一部改正について

##### 【資料1】

菊池評議員から, 資料1に基づき, 教師のためのAI・DS研究開発センターの設置に伴うセンター組織の改組及び, 大学設置基準の改正に伴う多様な学修評価方法による単位授与の明確化について対応するため, 必要な改正を行う旨の説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認した。

#### (2) 令和7年4月1日施行となる学内規則等の改正等について

##### 【資料2-1～2-4】

菊池評議員から, 資料2-1, 2-2及び2-4に基づき, 以下の理由による学内規則等の改正等について, また, 資料2-3に基づき, 教師のためのAI・DS研究開発センター規則の制定について説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認した。

なお, 改正日は, 各規則等の最終審議機関における承認日とし, 令和7年4月1日から施行するものとした。

##### 【改正理由】

###### (1) センター改組

「教師のためのAI・DS研究開発センター」を設置及び既存センター(地域連携センター, 予防教育科学センター)の廃止に伴い, 関係規則等を改正する。

###### (2) 共済組合文書処理の本学業務からの分離(共済組合による処理に変更)

###### (3) 法人文書の電子媒体による作成・管理に関する規定の追加

###### (4) 学生証発行システム変更に伴う様式変更

- (5) 大学院入学希望者への支援の拡充等
- (6) 育休・介休法改正に伴う改正

【改正規則等】

- (1) 教師のためのA I ・ D S 研究開発センター規則（制定）
- (2) 教育研究組織規則（改正）
- (3) 危機管理規則（改正）
- (4) いじめ防止支援機構規則（改正）
- (5) センター所長選考規則（改正）
- (6) 鳴門教育大学学生規則（改正）
- (7) 地域連携センター規則（廃止）
- (8) 予防教育科学センター規則（廃止）
- (9) 国立大学法人鳴門教育大学情報公開取扱規程（改正）
- (10) 国立大学法人鳴門教育大学事務組織規程（改正）
- (11) 国立大学法人鳴門教育大学コンプライアンス規程改正
- (12) 国立大学法人鳴門教育大学法人文書管理規程改正
- (13) 鳴門教育大学いじめ防止支援機構会議規程（改正）
- (14) 国立大学法人鳴門教育大学の保有する個人情報管理規程（改正）
- (15) 国立大学法人鳴門教育大学個人情報開示等取扱規程（改正）
- (16) 国立大学法人鳴門教育大学文書処理規程（改正）
- (17) 国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間，休暇等に関する規程（改正）
- (18) 国立大学法人鳴門教育大学パートタイム職員の任免・給与及び勤務時間・休日・休暇に関する規程（改正）
- (19) 国立大学法人鳴門教育大学の施設活用の実態把握及びその是正勧告に関する規程（改正）
- (20) 鳴門教育大学入学料，授業料及び寄宿料の免除等に関する規程（改正）
- (21) 鳴門教育大学における研究費の適正管理等に関する規程（改正）
- (22) 鳴門教育大学地域連携委員会規程（改正）
- (23) 鳴門教育大学地域連携センター施設利用規程（廃止）
- (24) 国立大学法人鳴門教育大学事務分掌細則（改正）
- (25) 役職手当支給細則（改正）

(3) 客員教授称号付与の選考について

【資料3-1～3-5，（うち回収資料3-2，3-4）】

梅津評議員から，資料3-1～3-5に基づき，令和7年2月12日（水）開催の第11回本評議会において選考開始の承認を得た2名に係る客員教授称号付与の選考について説明があり，審議の結果，原案のとおり，令和7年4月1日付けで客員教授の称号を付与する旨，これを承認した。

(4) 鳴門教育大学大学院学校教育研究科教員資格審査に関する要項の

一部改正について

【資料4, 参考資料1】

梅津評議員から、資料4及び参考資料1に基づき、本学大学院における教育組織の改組を踏まえて本学大学院修士課程における研究指導教員数の算出方法を改正する必要があること及び、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の教員資格審査において「D合」若しくは「Dマル合」と判定された教授及び准教授が博士課程の研究指導教員と判定される一方で当該准教授は本学大学院修士課程の研究指導教員の資格を有しないため、当該准教授についても本学大学院修士課程の研究指導教員数に加算できるように改正する旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり、令和7年4月1日付けで客員教授の称号を付与する旨、これを承認した。

(5) 令和7年度国際学術交流協定及び学生交流実施細目の更新について

【資料5-1～5-2】

小澤評議員から、資料5-1及び5-2に基づき、令和7年度の国際学術交流協定及び学生交流実施細目の更新について説明があり、審議の結果、これを承認した。

(6) その他

特になし

5 報告事項

(1) 成果を中心とする実績状況に基づく配分に係るインセンティブ配分方針について

【資料6】

佐古議長の指名により宮倉特命部長（兼）財務部長から、資料6に基づき、科学研究費助成事業等の獲得増及び運営費交付金における「成果を中心とする実績状況に基づく配分」についての配分率向上を図ることを目的に、各科学研究費助成事業申請者及び受託・共同研究等受託者に対して、学長戦略経費から250万円を財源として配分することとした旨報告があった。

(2) 「利益相反・研究インテグリティに関する調査」の結果について

【資料7】

佐古議長の指名により学術情報推進課長から、資料7に基づき、「利益相反・研究インテグリティに関する調査」の実施結果について、以下のとおり報告があった。

- ・調査対象者 393人（回答率100%）
- ・利益相反・研究インテグリティに関する自己申告書提出者 8名（2.0%）
- ・提出者のうち利益相反の可能性又は研究インテグリティが確保されていない可能性のある者0人（0%）

**（3）鳴門教育大学とチャンカセーム・ラチャパット大学との国際学術交流協定及び学生交流実施細目の締結について**

**【資料8】**

小澤評議員から、資料8に基づき、タイ王国・チャンカセーム・ラチャパット大学と国際学術交流協定及び学生交流実施細目を締結した旨報告があった。

**（4）鳴門教育大学とアフマドダーラン大学との国際学術交流協定及び学生交流実施細目の締結について**

**【資料9】**

小澤評議員から、資料9に基づき、インドネシア共和国・アフマドダーラン大学と国際学術交流協定及び学生交流実施細目を締結した旨報告があった

**（5）令和7年度学内各種委員会委員について**

**【資料10】**

佐古議長から、資料10に基づき、令和7年度の各種委員会委員について報告があった。

**（6）その他**

特になし

- 4月開催の総務委員会及び教育研究評議会の開催は、合同形式により  
4月9日（水）13時10分から開催予定。